政府開発援助通信・放送国際協力振興事業費補助金	三十四
情報通信技術開発支援事業費補助金	三十一
省エネルギー型地上デジタルテレビジョン普及加速対策費補助金	二十九
地域情報通信基盤整備推進交付金	二十七
沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金	二十六
沖縄北部特別振興対策事業費補助金	三十一
沖縄特別振興対策事業費補助金	三十
電波遮へい対策事業等補助金	二十七
特定周波数対策交付金	二十五
情報通信格差是正事業費補助	二十四
緊急消防援助隊設備整備費補助金	二十二
消防防災施設整備費補助金	十九
北海道洞爺湖サミット消防・救急体制整備費補助金	十九
国民保護訓練費負担金	十七
緊急消防援助隊活動費負担金	十五
防災情報通信設備整備事業交付金	十七

店舗用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三十四
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	三十一
病院用のもの	二十九
公衆浴場用のもの	二十七
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二十六
倉庫事業の倉庫用のもの	三十一
その他のもの	
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	
事務所用のもの及び左記以外のもの	三十
店舗用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二十七
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	二十五
病院用のもの	二十四
公衆浴場用のもの	十九
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二十四
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	
事務所用のもの及び左記以外のもの	二十二
店舗用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	十九
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	十九
病院用のもの	十七
公衆浴場用のもの	十五
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	十七
木造又は合成樹脂造のもの	
事務所用のもの及び左記以外のもの	二十四
店舗用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二十二
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	十七
公衆浴場用のもの	十七
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	十二
木骨モルタル造のもの	
事務所用のもの及び左記以外のもの	二十二
店舗用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二十
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	十五
病院用のもの	十五

公衆浴場用のもの	十一
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	十四
建物附属設備	
電気設備（照明設備を含む。）	
蓄電池電源設備	六
その他のもの	十五
給排水又は衛生設備及びガス設備	十五
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	十三
その他のもの	十五
昇降機設備	
エレベーター	十七
エスカレーター	十五
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
ドアー自動開閉設備	十二
建物及び建物附属設備	
開発研究用のもの	
建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
構築物	
送配電用のもの	五十
配電用のもの	
鉄塔及び鉄柱	四十二
鉄筋コンクリート柱	十五
木柱	三十
配電線	二十
引込線	二十五
地中電線路	
電気通信事業用のもの	十
通信ケーブル	
光ファイバー製のもの	十三
その他のもの	二十七
地中電線路	二十一
その他の線路設備	
放送用又は無線通信用のもの	三十
鉄塔及び鉄柱	四十
円筒空中線式のもの	
その他のもの	